



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年10月27日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
産業デジタル推進課	IT拠点活用推進係	北川 宗貴	内線 3722 直通 058-272-8401 FAX 058-278-3557

テクノプラザものづくり支援センター・ベンチャーファクトリーC棟 利用者の募集

県では、優秀なものづくり企業を育成し、地域経済の発展に資するため、優れた技術を有し、事業化または事業拡大を目指している中小企業の支援を行っています。その支援の一環として、中小企業向けの貸工場「ベンチャーファクトリー」を設置しているところですが、このたび新たな利用者を募集しますので、お知らせします。

記

1 施設の概要

テクノプラザものづくり支援センター・ベンチャーファクトリーは、3棟（A・B・C）からなる貸工場で、県が平成18年度に整備した産業支援施設です。

当該施設は、モノづくり産業の高度化及び新産業の創出を図ることを目的とした産業支援拠点テクノプラザ（各務原市）に位置し、車での交通アクセスに恵まれた立地となっています。

優れた技術の事業化または事業拡大を図るため専門工場を持ちたい中小企業のニーズに応え、小規模の貸工場を県が整備したものです。

2 今回利用者を募集する施設

ベンチャーファクトリーC棟（各務原市テクノプラザ二丁目28番地）

- ・工場：108.00m²
- ・事務所：54.00m²

3 資格要件

以下の(1)～(5)すべてに該当する者

- (1)法人格を有し、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第54号）第2条に定める中小企業者であり、「みなし大企業」でないこと
- (2)製品の開発、製造などの事業を行う者
- (3)①～⑩の業種いずれかに該当する者
 - ①プラスチック製品製造業
 - ②金属製品製造業
 - ③はん用機械器具製造業
 - ④生産用機械器具製造業
 - ⑤業務用機械器具製造業
 - ⑥電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - ⑦電気機械器具製造業
 - ⑧情報通信機械器具製造業
 - ⑨輸送用機械器具製造業
 - ⑩その他知事が特に認める業種

(4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、産業廃棄物、臭気、その他の環境を汚染しない事業であること

(5) 次のいずれにも該当しない者であること

① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

② 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)

③ ①②に掲げる者のほか、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条第2号から第7号までに掲げる者をいう。

4 利用条件等

○利用期間 最長5年以内

○その他 令和6年4月～9月末日までに利用開始が可能であること

5 利用料金(共益費含む)

月額140,940円(令和6年4月時点)

6 保証金

200,000円

※保証金は、令和6年4月1日以降、指定管理者が徴収する予定の金額となります。

7 募集期間

令和5年10月30日(月)から12月8日(金)まで(必着)

8 その他

申込方法等詳細は、別添「テクノプラザものづくり支援センター・ベンチャーファクトリーC棟利用者募集要項」をご覧ください。

9 申込み・問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業デジタル推進課 IT拠点活用推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

TEL:058-272-1111(内線3724) FAX:058-278-3557

E-mail: c11356@pref.gifu.lg.jp